

論文の内容の要旨

論文題目 エイミー・ガットマン教育理論における民主主義概念の展開
—現代アメリカ教育哲学における平等論の変容との関連において—

氏 名 平 井 悠 介

本研究の目的は二つある。第一に、現代アメリカの政治哲学者エイミー・ガットマンの民主主義的教育理論の形成・展開過程を追いながら、その理論を支える民主主義概念が、参加民主主義から熟議民主主義へと展開していることの意味を明らかにすることである。第二に、ガットマンの理論の展開を、1980年代以降のアメリカ合衆国における市民教育の理論的動向と関連づけて検討することで、現代アメリカ教育哲学における平等論の変容の意味を明らかにすることである。こうした目的をもった本研究は、序章、終章含め、全12章で構成されており、1章から10章は内容により区分され3部構成となっている。

序章「平等をめぐる教育哲学研究と政治哲学研究との接点」では、1980年代以降の教育の平等をめぐる議論と教育哲学研究の動向の整理を行い、平等論において民主主義とシティズンシップが注目されていることを明らかにし、その時代状況の中でガットマン教育理論の体系性を解明する意義を見出した。

第1部「1980年代のガットマンのリベラリズム批判と民主主義的教育理論の形成」では、80年代に刊行された著書1『リベラルな平等論』、著書2『民主主義的教育』、および刊行論文から、分配論に基礎を置く平等主義的リベラリズムに対する批判と参加民主主義概念への着目、さらに意識的・社会的再生産概念を中核にした民主主義的教育理論の形成の過程について明らかにした。

第1章「『リベラルな平等論』(1980年)に見られる政治参加論と教育」では、言語分析を中心に教育固有の価値を探究した70年代までの教育哲学の議論を社会正義に対する教育の価値の探究の議論へと転換させた基礎理論としてのジョン・ロールズの分配的正義論にガットマンが参加的正義の概念を組み入れようとしたことを、著書1を素材に検討した。

第2章「『民主主義的教育』(1987年)における政治的教育の特質」では、著書1で検討された分配的正義と参加的正義の結合という平等主義思想が著書2において包括的な意識的

社会再生産概念の展開へと結びついていることを明らかにするとともに、意識的社会再生産概念に基づいて「非抑圧」と「非差別」の二つの制限原理を導き出したことを明らかにした。

第3章「ガットマンの民主主義的教育理論における「教育権限」問題」では、民主主義的教育理論の実際の教育への応用が論じられた80年代の諸論文を分析し、ガットマンが、ウィスコンシン州対ヨルダー裁判の事例検討を通じて、保守とリベラルの教育目的、およびそれに伴う教育権限に関わる対立を調停すべく、「子どもの未来の権利」という第三項を設定し、権利論を主体とした教育理論を構築したこと、また、子どもの合理的選択能力と熟議を支える市民的徳の育成を教育の役割と主張するようになったことを明らかにした。

第II部「ガットマンの民主主義的教育理論の展開」では、1990年代初頭から、権力の分有を主眼に置く参加民主主義概念とは異なる熟議民主主義理論の構築がなされはじめ、市民教育が強調されたことを明らかにするとともに、ガットマンを中心に議論展開されている市民教育の目的・内容に関わる教育の国家関与と親の教育権限の対立の問題を検討した。

第4章「1990年代前半のガットマンの民主主義理論の展開」では、熟議民主主義理論の構築と熟議民主主義を支える市民の育成について論じられる90年初頭から1996年に至る時期の諸論文、および著書3『民主主義と意見の不一致』を分析対象とし、80年代の民主主義的教育理論が熟議を含み込む形で確立されたことを明らかにした。また熟議民主主義の理論化において、互惠性の原理と市民的徳としての相互尊重が重視されたことが、寛容の原理を支持する分配論に基づく平等主義的リベラリズムからの離脱を意味していると解釈した。

第5章「1990年代アメリカ教育理論におけるシティズンシップと民主主義」では、アメリカの市民教育理論の文脈で、個人の自由を強調する論者と、ナショナル・アイデンティティの共有を強調する論者との間に存在する対立を、熟議民主主義理論を援用し解消しようと試みた。検討を通じて、ガットマンの民主主義的教育理論が、ナショナル・アイデンティティの涵養や社会維持のための必要最低限の知識・徳性の教育論と異なり、社会変革を主眼に置いていることを明らかにした。

第6章「1990年代の市民教育理論における教育の国家関与と親の教育権限」では、子どもへの教育権限をめぐる親と国家の対立関係の調整という問題を、リベラル派の市民教育論者三者の教育目的・内容論を比較しながら検討した。モザート裁判に対する議論を対比することを通じて、スティーブン・マセードとウィリアム・ゴールストンが、教育内容の正

当化を強調するあまり、社会的統合理論に関しては制度維持に限定した論を展開したのに対して、ガットマンの議論が政治的空間での諸個人の多様性を広く許容するものであったことを明らかにした。また、ガットマンの熟議民主主義論が子どもの自律性の育成を必要としており、必然的に国家の教育への関与が伴っていることを確認した。

第Ⅲ部「1990年代後半の民主主義的教育理論の深化と熟議民主主義の現代的意義および課題」では、90年代後半のアイデンティティ・ポリティクスの議論を経由して熟議民主主義に基礎を置く民主主義的教育理論が深化したことを明らかにするとともに、熟議民主主義の制度化の議論の文脈で市民教育が抱える排除問題について検討した。

第7章「ガットマンの民主主義的教育理論におけるアイデンティティをめぐる課題」では、ガットマンが多文化主義や宗教的信念に関わる教育問題に対して、一貫して多様性擁護の立場から議論していることを明らかにした。また多様性擁護の理由が、熟議を通じた熟議能力の育成、および市民的徳の涵養・強化にあることを見出した。さらに著書4『民主主義におけるアイデンティティ』を分析し、ガットマンが熟議民主主義の理論構築において、私的利害を追求する個人ではなく、実際の民主主義社会で機能している集団を単位として考察していることを、民主主義的教育理論の深化とみなした。

第8章「教育における国家的統合と価値としての政治的平等」では、90年代のリベラル派の市民教育理論において、市民のアイデンティティや行為を重視するシティズンシップ論の展開の中で、熟議に自己変容を促す教育的作用があるとする熟議民主主義の市民教育理論がもつ意義を、マセードとランドル・カランの論争を比較しながら探究した。そして、熟議実践の前提となる批判的能力の育成が政治的平等の保障に寄与する点に新たな展開の意義を見出した。

第9章「教育機会の平等論に対する熟議民主主義の意義」では、1980年代以降のアメリカ合衆国における教育の充分性をめぐる諸議論の中に、70年代までの財の分配論を基盤とする教育機会の平等論の実現可能性に対する批判、および人々の多様性に対応した平等の実質化に向け市民の熟議能力の開発を重視する教育機会の平等論の展開を見出した。ケネス・ハウとデブラ・サッツによる平等論にシティズンシップ教育を要請する新しい教育機会の平等論の展開を見出しながら、多様性を内包する社会統合のヴィジョンの検討が求められていることを明らかにした。

第10章「熟議民主主義の規範性と実現可能性」では、90年代以降に規範理論として構築された熟議民主主義理論が、その規範性を保持しながら現実化するために、排除の問題

をいかに克服しようとしているかを検討した。検討の際、政治・社会理論としての熟議民主主義理論を相対化するために市民教育理論としての熟議民主主義と対比した。その上で、自律性の育成を求める熟議民主主義が教育における宗教的信仰の問題を拒絶するものではないことを、また、熟議民主主義が現実の場面で構造的な不平等に由来する結果の不平等を招いているとする批判に対して、熟議による改善が困難な現状では、制度改革を行うことで実質的な不平等を解消する可能性が得られることを示した。

以上、各章の検討を通じて明らかになったのは次の五点である。すなわち、(1) ガットマンが 1980 年代に平等主義的リベラリズム批判を出発点として参加民主主義概念に基礎づけられる民主主義的教育理論を展開したこと、(2) 1990 年代前半から価値多元的社会における熟議民主主義の必要性を強調し始め、市民教育論を伴った理論構築を進め、リベラリズムが伝統的に保持してきた寛容とは異なる市民的徳の必要性を強調したこと、(3) 1990 年代後半にはシティズンシップ教育に関わる問題でもあるアイデンティティ・ポリティクスをめぐる問題の検討を行い、集団的アイデンティティを基礎とした民主主義論を新たに展開して熟議民主主義理論を深化させたことである。さらに、ガットマンの理論的展開と並行して、(4) アメリカ教育哲学における平等論の系譜の中で、1990 年代以降リベラル派論者によって参加論・熟議論を内包する平等論が一定の支持を得るようになり、70 年代に隆盛した分配論に基づく平等論からの変容があったこと、(5) その平等論が人々の多様性に対応した（特に不平等を被っているマイノリティの）実質的な平等を保障しようとする理念に基づいていること、が明らかになった。

終章「価値多元化社会と政治的教育哲学」では、本研究のまとめを行うとともに、主として残された三つの課題、すなわち、成人の参加・熟議と子どもの参加・熟議の間に存在する断絶をいかに埋めていくかを検討すること、熟議民主主義が内在する排除問題の解消のために学際的な研究を継続していくこと、および自律性の育成を教育目的とする議論の正当化についてフェミニズムの視点を盛り込みながらさらに検討する必要があることを示した。